

○宋栗市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱

平成17年4月1日告示第112号

改正

平成18年3月29日告示第67号

平成20年3月31日告示第164号

平成25年3月27日告示第19号

平成28年3月31日告示第43号

宋栗市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活に介護を要する高齢者及び身体障害者（以下「高齢者等」という。）の居住環境の向上を図るとともに、在宅福祉の増進に資することを目的として、高齢者等が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、既存住宅の改造等に要する費用を予算の範囲内で市が助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「改造」とは、既設の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分。筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱などをいう。）の変更を伴わない新たな部品の取付け、設備の更新などをいう。

2 この要綱において、「増築」とは一の施設内にある現に存する既設の建築物の延べ面積を増加させることをいい、「改築」とは現に存する既設の建築物の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行うことをいう。

3 この要綱において、「耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版本造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法

(2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。）

(3) 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

(4) 上記(1)から(3)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 次項に規定する簡易耐震診断

4 この要綱において、「簡易耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」

(2) 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による1次診断

(3) 建設省住宅局監修「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(4) 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(対象世帯)

第3条 助成の対象となる世帯は、市内に居住する世帯（原則として公営住宅に居住する世帯を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）の属する世帯とする。ただし、別表第1に定める世帯階層区分に該当しない場合は、これを対象世帯から除くものとする。

- (1) 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者
- (3) 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAからB2判定の者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

(助成の対象等)

第4条 助成の対象は、対象者が居住する住宅で日常生活を送る際に、改造が必要となる次に掲げる箇所の改造とする。

- (1) 浴室・洗面所
- (2) 便所
- (3) 玄関
- (4) 廊下・階段
- (5) 居室
- (6) 台所
- (7) その他市長が必要と認める箇所

2 次のいずれかに該当する場合は、住宅改造費の助成は行わないものとする。

- (1) 住宅の新築、改築又は増改築等に併せて行われる改造工事
- (2) 住宅の購入等に伴い行われる改造工事
- (3) 住宅改造費の助成申請前に着手し、又は完了している改造工事
- (4) 対象者が助成申請時に介護保険施設等の施設に入所しており改造した住宅で生活をする予定の無い場合又は入所を予定をしている場合に行われる改造工事
- (5) 対象者が助成申請時に入院又は介護保険施設等へ入所、又は住所地以外で生活している等の場合で、住宅改造後に改造した住宅で長期に渡って生活する予定で工事を行った場合にもかかわらず、改造した住宅で生活実態がなかった改造工事

(対象経費等)

第5条 第3条の規定に該当する者が属する世帯が、その身体状況に応じた既存住宅の改造を行う場合、助成の対象となる経費は、住まいの改良相談員（以下「相談員」という。）が現地確認のうえ、住宅改造の必要性、緊急性等を評価し、必要と認める範囲の改造に要する経費で、次に掲げる条件を満たす額とする。

- (1) 第3条第1号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は

介護予防住宅改修費を含む額

(2) 第3条第2号に該当する者が属する世帯では、重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の給付対象となる場合は、当該事業の住宅改修費を含む額

(3) 別表第2に定める改造箇所ごとに当該箇所の助成対象限度額を超えない額。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 次の(1)～(5)の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、前項の対象経費に係る助成を受けることができない。

(1) 昭和56年5月以前に建築された住宅

(2) 次に掲げる工法に該当しない住宅

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

(3) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅

(4) 過去に耐震診断を受けていない住宅

(5) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

3 前項に規定する住宅について、第1項に規定する住宅改造と合わせて簡易耐震診断を受ける場合には、簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯が負担する経費を対象経費として助成する。

(相談員)

第6条 相談員は、次の職種にある者で組織し、市長が委嘱する。

(1) 福祉関係職種（介護福祉士又はソーシャルワーカー）

(2) 保健・医療関係職種（理学療法士若しくは作業療法士又は保健師等）

(3) 建築関係職種（建築士）

2 相談員の任期は、2年とする。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(助成額)

第7条 市長は、第4条の規定による住宅改造を行う場合、1世帯につき、改造に要した第5条の規定により算出した対象経費の額と100万円を比較して少ない方の額から、次に定める額を控除した額に、別表第1に定める世帯階層区分に応じた助成率を乗じて得た額を予算の範囲内で助成するものとする。

(1) 第3条第1号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額

(2) 第3条第2号に該当する者が属する世帯で、重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の給付対象となる世帯では、当該住宅改修費給付限度額

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に該当する者が属する世帯で前項第2号の対象とならない者を含む世帯又は同条第3号に該当する者を含む世帯で、別表第1に定める助成率が3

分の3の世帯区分に属する世帯にあつては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか少ない額を控除した額を助成するものとする。

- 3 住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合においては、第1項「100万円」とあるのは「100万円から第5条第3項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表1に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額（以下この項において「簡易耐震診断助成額」という。）を控除した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」とする。

（助成対象の決定等）

第8条 対象世帯がこの事業の助成を受けようとする場合は、原則として対象世帯の生計中心者（以下「生計中心者」という。）が、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給・人生80年いきいき住宅助成（特別型）共通申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合は、高齢者等の身体状況及び住宅改造の必要性を検討し、工事内容を審査したうえで適当と認めたときは、助成金の額を決定し、高齢者等住宅改造費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、速やかに生計中心者に通知するものとする。ただし、第4条第2項第4号又は第5号に該当する疑義が生じると見込まれる場合は、当分の間、決定通知を保留する。

- 3 生計中心者は、住宅改造等が完了したときは、速やかに高齢者等住宅改造費助成事業完了届（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（台帳の整備）

第9条 市長は、この事業に係る状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

（関係機関との連携）

第10条 市長は、福祉、保健、医療、建築等の関係機関との連携を図りながら、この事業を推進するものとする。

（介護保険制度等の優先使用等）

第11条 第3条第1号の対象となる世帯にあつては、介護保険の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、福祉用具等の活用を図り、介護支援専門員や関係機関と連携のうえ、一体的に行うものとする。ただし、対象者に介護保険の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りでない。

- 2 第3条第2号の対象となる世帯で、重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修の対象となる者を含む世帯にあつては、当該住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、一体的に行うものとする。ただし、対象者に重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修の対象となる工事の必要性がない場合は、この限りでない。

（その他）

第12条 この事業の助成を受けた世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、再度当該事業の助成を認める場合がある。

- (1) 身体機能の低下等により、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- (2) 当該事業の助成を受けた世帯で、新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- (3) 著しく要介護状態が重くなった場合等で、以前に受給した介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額にかかわらず、改めてその時点での支給限度基準額までの住宅改修費の受給が可能となった場合

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の山崎町補助金交付要綱（平成10年山崎町要綱第5号）、一宮町高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱（平成12年一宮町告示第53号）、波賀町高齢者等住宅改造助成事業実施要綱（平成7年波賀町要綱第5号）又は千種町高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱（平成7年千種町要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日告示第67号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第164号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の岡栗市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、平成20年7月1日以後の申請に係る助成率について適用し、同日前の申請に係る助成率については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日告示第19号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第43号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条・第7条関係）

	世帯階層区分	住宅改造	簡易耐震診断
--	--------	------	--------

		助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	3 / 3	3,090円 6,240円
B	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10	3,000円 6,000円
C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10	3,000円 6,000円
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割課税の世帯	2 / 3	2,000円 4,000円
E	生計中心者が前年分所得税課税で前年分所得税額が7万円以下の世帯。ただし、生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が800万円を超える世帯又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える世帯を除く。	1 / 2	2,000円 4,000円
F	生計中心者が前年分所得税課税で前年分所得税額が7万円を超える世帯。ただし、生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が800万円を超える世帯又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える世帯を除く。	1 / 3	1,000円 2,000円

（注） 1 「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された「所得税額」をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

（1） 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

（2） 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

（3） 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

2 「給与収入金額」とは、市町村民税納税通知書等の支払給与の総額（税込み年収）をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。

- 3 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分所得税」とあるのは「前々年分所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあっては、「当該年度分市町村民税」とあるのは「前年度分市町村民税」とする。

別表第2（第5条関係）

改造箇所	助成対象限度額
浴室・洗面所	円 450,000
便所	240,000
玄関	180,000
廊下・階段	160,000
居室	190,000
台所	160,000

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）